

芝地区港区立公園・児童遊園指定管理者公募に関する質問回答書

	質問項目	質問内容	回答	参考箇所
1	契約金額と年間経費の定義について	契約金額とは共同事業体で管理運営を行っている場合、事業体全体の総額を指し、年間経費とは事業体全体での経費(人件費、一般管理費その他を全て含む)との認識でよいでしょうか。	様式6は、実績を比較するために提出いただく様式となっています。このため、年間経費、請負金額と名称は異なりますが、金額としては同じ意味合いとなります。委託業務の場合は、請負金額(契約金額)となります。	様式第6号
2	様式6の職員数について	様式6の実績一覧の職員数は、施設全体の職員数を記載するのでしょうか？それとも、記載した会社が雇用する職員数を記載するのでしょうか？	職員数も項番1と同様に、会社が雇用する職員数ではなく、該当する施設運営に従事した人数となります。	様式第6号
3	セキュリティ確認用チェックシートの記入主体について	様式7は応募者が自ら適用・適用外の判断をして(自己申告)、確認担当者氏名と承認者氏名にも応募者の各担当者の氏名を記載するのでしょうか。	様式7は、応募者が自己申告として記載し、担当者等の記載も必要となります。	様式第7号
4	情報セキュリティ対策について	近年、情報セキュリティの脆弱性調査等が自治体において、その所管する施設のHPをはじめとする情報システムに対して行われることが増えています。当施設のHPなどに対しても同様の調査が行われ、問題が発覚した場合、その修正等に係る費用は指定管理料から支出するのでしょうか？	情報のシステムは、「港区情報安全対策指針」に基づくこととなります。費用も公募要項(P8)の「セキュリティ」の責任区分に応じた対応となります。	公募要項3頁29行目
5	自主事業について	自主事業を実施するにあたり、区で禁止している事項や留意点がありましたら、ご教示願います。	公募要項(P4)の「(3)自主事業」のとおり、本来業務を妨げない範囲で提案をお願いします。	公募要項4頁6行目
6	最低賃金水準額の適用について	最低賃金水準の適用について、【港区指定管理者制度導入施設における最低賃金水準額に関する手引き】3頁3(2)「労働者等に該当しない者○シルバー人材センターへの再委託契約業務に就業する高齢者のうち、生きがいや健康づくりのため、複数会員で同時に同一業務を分担して行う高齢者」と記載されていますが、本記載に当てはまるか否かを判断するのは港区・指定管理者・シルバー人材センター・就業者のいずれかになるのでしょうか。また公園の園地清掃業務をシルバー人材センターに再委託する場合は本記載に当てはまるので労働者に該当しないという解釈になりますでしょうか。	再委託の提案内容により個別の判断となります。	公募要項9頁27行目
7	園灯の数量について	園灯について具体数が示されていませんが、応募者において調査のうえ管理経費を見積るという認識でよろしいでしょうか。また、ソーラー式園灯の管理も本指定管理業務に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ソーラー式の園灯を含め、全ての園灯が維持管理の対象施設となります。	公募要項5頁5行目
8	再委託先の条件について	再委託先の条件について、様式22欄外に「港区の入札参加資格があること」記載されていますが、ガス点検や水質検査など専門性が高い作業に関する再委託及び指針において推奨されている区内障害者授産施設団体への再委託など入札参加資格がない業者・団体への再委託を例外的に認めていただくことは可能でしょうか？	公募要項(P.7、P.16)に記載されたとおり認めることはできません。	様式第22号
9	イタリア公園の彫刻について(別紙6管理区域平面)	イタリア公園の彫刻数について11個と記載されておりますが、11体以外の噴水部の彫刻及び円柱5本も彫刻同様の維持管理を行うという認識でよろしいでしょうか。	11体以外の噴水部の彫刻及び円柱5本も維持管理の対象施設となります。	別紙6
10	職員体制について	「管理事務所には必ず職員が常駐する体制をとってください」とありますが参照用様式13-2にある派遣社員は職員に含まれると考えてよろしいですか？	公募要項及び指定管理施設職員の雇用区分確認表を踏まえて、派遣社員等を問わず、必要な知識、技能及び経験等を有する職員が常駐する職員体制を提案してください。	公募要項4頁12行目 様式13-2
11	職員体制について	「管理事務所には必ず職員が常駐する体制をとってください」とありますが、シルバー人材センターや区内中小企業に受付業務を委託することは原則できないと考えてよろしいでしょうか？	公募要項を踏まえて、必要な知識、技能及び経験等を有する職員が常駐する職員体制を提案してください。	公募要項4頁12行目
12	計画書類「給与・報酬・賃金等に関する規程」の提出について	「(6)計画書類の提出③給与・報酬・賃金等に関する規程(最新のもの)(※人件費の積算内訳)」とありますが、本業務に係わる人件費の積算内訳を提出するという理解でよろしいでしょうか。共同事業体各社の給与規定に関する書類の提出が必要でしょうか。	共同事業体を構成する団体の給与規定に関する書類は必要となります。	公募要項15頁(6)-③

13	再委託を予定している業務について	公園で実施するイベントにおいて、指定管理者が企画立案し、当日イベントを実行する専門講師を外部から派遣する場合は、委託に該当しないという認識でよろしいでしょうか？	指定管理者が企画立案するものは該当しません。	公募要項16頁⑮
14	再委託を予定している業務について	再委託業先の条件として「港区の入札参加資格のあるもの」とありますが、設備点検や各種調査業務などの専門性の高い業務を行うには、複数の企業との協力が必要です。業務内容によっては港区の入札参加資格を持つ業者への再委託が困難な場合も考えられるため、業種によってはこの条件を緩和していただきたく存じます。	項番8の回答と同様となります。	公募要項16頁⑮
15	再委託を予定している業務について	運営管理開始後、臨機応変に施設の課題解決や魅力向上を目的とした対応を行うため、今回提出する再委託予定先に記載していない企業に再委託を行う必要が生じることが想定されます。このような場合、申請を追加で行い、再委託を行うことは可能でしょうか。	申請内容が適切であれば追加は可能です。	公募要項16頁⑮
16	選考基準について	第1次選考及び第2次選考の選考に係る配点をご提示いただけますでしょうか。	現時点では非公表となります。	公募要項19頁3行目
17	情報セキュリティ確認用チェックシートについて	用紙上部の記入欄への記入は、事業提案者が記入するのでしょうか。また、No.5の「業界実績～信頼できる事業者である。」の問いは、事業提案者の自己評価による回答でよろしいでしょうか。	項番3の回答と同様となります。	様式第7号
18	管理運営業務について	別紙6 3頁 5-(2)-イ「職員が常駐していない公園等においては管理責任者が週1回以上巡回及び点検を実施すること。」とありますが、支所への報告や緊急時の対応等の業務の遂行によって管理責任者による巡回が困難な場合、管理責任者から指導を受けた巡回専門職員が巡回業務に当たることは可能でしょうか？	緊急時の対応等の場合は、管理責任者の代行者として、管理責任者から指導を受けた巡回専門職員の巡回は可能です。	別紙6 3頁25行目
19	自主事業について	別紙6の12ページに記載されている「自主事業業務承認申請書」について、申請書を提示いただきたく思います。また、「収支予定書もしくは計画書」の提出を求めておられますが、なにかフォーマットはあるのでしょうか。	「申請書」、「収支予定書もしくは計画書」とともに特別な様式はありません。	別紙6 12頁
20	本芝公園噴水池について	本芝公園における噴水池の管理運営方針として「夏場は噴水池内で水遊びができるため、子どもたちが安全に安心して遊べるよう管理します」とありますが、現在区から提示されている管理水準では方針に沿った運営は困難と考えております。指定管理者に選定された場合、当該施設を①水遊びが可能な施設として位置付け相応の管理を行うのか②水遊びが不可能な施設と位置付け立入禁止措置を講じるのか、といった管理運営方針や管理水準について、両者での意見交換や業務調整の場を設けていただきたく思います。	噴水池は、夏場に開放することを前提として提案願います。	別紙6-3
21	現指定管理業務の作業数量について	現指定管理業務の作業数量に反映されていない設備（太陽光パネル点検・石柱の清掃等）がありますが、現場を実測の上、必要と思われる作業については数量を確認し、必要予算を提案させていただいてもよろしいでしょうか？	必要に応じて提案してください。	
22	最低賃金について	最低賃金の水準を遵守するにあたり、過去5年間の最低賃金の上昇率をご教示ください。	指定管理者制度導入施設における最低賃金水準額は、平成28年度から適用しています。最低賃金水準額は、平成28年度から平成30年度は1,000円、平成31年度は1,070円となっています。	港区指定管理者制度導入施設における最低賃金水準額に関する手引き
23	最低賃金について	最低賃金水準額が変更になり支払っている賃金はその額を下回ってしまった場合、指定管理料の見直しは行われるのでしょうか？	見直しの対象となります。	